

不明および汚損による学校図書館貸し出し図書の扱いについて

鳥取市立日進小学校図書館

趣旨

学校図書館から児童に貸し出した図書が行方不明や汚損・破損となった場合の対応方法を見直し、図書を大切にするという態度を養う。

① 行方不明になった場合

不明後一か月を経過した場合は、紛失届を保護者が提出。紛失届提出後より、通常の貸し出しを再開。

不明図書が年度末になっても見つからない場合は、担当者と面談の上対応を検討。

② 汚損・破損の場合

故意によるものは、弁償とする。

それ以外の場合は、状況を検討のうえ対応を決定。

対象期間及び措置期間

平成 28 年度貸し出し分より適応する